



# 警報器であなたもできます火の用心

## 既存住宅は平成21年6月から設置が義務付けられます

消防法改正に伴い、鹿沼市の火災予防条例が改正され、住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅に加え、既存住宅も平成21年6月1日から設置が義務付けられます。

住宅用火災警報器の種類や取付位置などを、もう一度確認しましょう。

### 「煙式」設置を義務化

市販されている住宅用火災警報器は大きく分けると、煙を検知して音や音声で知らせるタイプの「煙式」と、警報器周囲の温度が一定の温度に達すると検知するタイプの「熱式」の2種類があります。

今回、設置が義務付けられるのは「煙式」の警報器です。

### 取り付ける位置は？

近くにエアコンや換気扇の吹き出し口がある場合は、1.5m以上離して取り付けてください。

天井に取り付けるタイプは、火災警報器の中心(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりがある場合には、同じよ

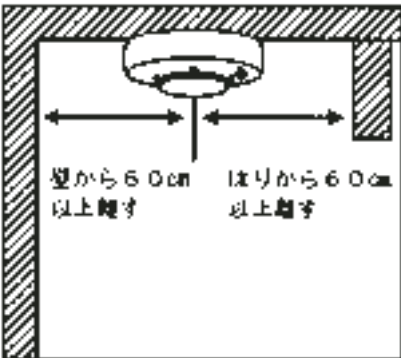
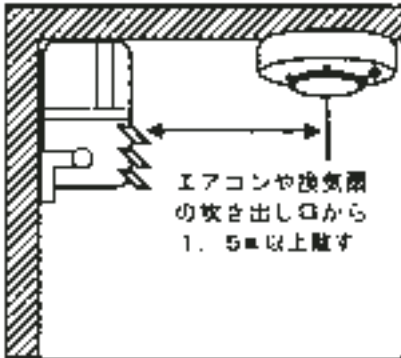
うに警報器の中心をはりから60cm以上離れた位置に取り付けます。壁に取り付けるタイプは、天井から15cmから50cm以内に火災警報器の中心(感知部)がくるようになります。

### どの部屋に設置するか？

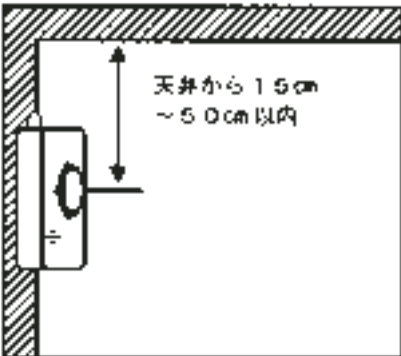
まずは家族が普段使う寝室に取り付けましょう。寝室の数が複数ある場合には同じ数だけ警報器を取り付けます。

また、寝室が2階にある場合などは、その階段の踊り場の天井や壁面に設置します。

#### 天井取付の場合



#### 壁掛けの場合



※詳しくは、付属の取扱説明書をご覧ください。



消防本部予防課

☎ (63) 1155

住宅用火災警報器相談室

☎ 0120(565)911